

県営住宅における優遇制度が変わります

県営住宅は年4回の定期募集により入居者を募集しています。

優遇世帯（高齢者、母子家庭等）には抽選番号を2個交付するなどの措置がありますが、より住宅に困窮する世帯に対応するため、次のとおり入居制度を変更します。

（平成26年10月定期募集より実施）

1 倍率優遇方式における当選率について

定期募集において、複数の世帯区分に該当する世帯が一般住宅に応募する場合に、抽選番号を4個交付します。（変更前は1以上の世帯区分に該当すれば2個交付）

この優遇措置の該当となる世帯区分は次の7種です。

○高齢者世帯、 ○障害者世帯、 ○母子・父子世帯、 ○多子世帯、
○子育て世帯、 ○DV被害者、 ○犯罪被害者

（変更後の抽選番号交付一覧）

一般世帯	優遇世帯以外の世帯	抽選番号 1個交付
優遇世帯	優遇世帯のうち、1つの要件に該当する世帯 （例）高齢者世帯、母子世帯 等	抽選番号 2個交付
	優遇世帯のうち、複数の要件に該当する世帯 （例）高齢者かつ障害者世帯、母子かつ多子世帯 等	抽選番号 4個交付

※ 過去2年間における4回以上落選者は、これまでどおり、上記に加えて抽選番号を1個付加します。

2 実施時期

平成26年10月定期募集より実施します。

申込等詳細につきましては、平成26年10月時の定期募集においてご案内します。

なお、倍率優遇方式において抽選番号4個交付の適用を受けようとする場合は、世帯要件の確認のために申込時に追加の書類の提出をお願いすることがあります。

3 お問い合わせ・お申し込み先（県営住宅指定管理者）

一般財団法人 茨城県住宅管理センター 水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

電話 029-226-3350（平日 8:30~17:15）

HP <http://www.ijkc.jp> 「茨城県営住宅」で検索